行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例の制定について

行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例を次のとおり制定しようとする。 平成24年2月28日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例

(伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例 (平成16年伊賀市条例第172号) の一部を次のように改正する。

第19条中「産業建設部」を「産業振興部」に改める。

(伊賀市モーテル等類似施設建築審議会条例の一部改正)

第2条 伊賀市モーテル等類似施設建築審議会条例 (平成16年伊賀市条例第205号) の一部を次のように改正する。

第9条中「産業建設部」を「建設部」に改める。

(伊賀市都市計画審議会条例の一部改正)

第3条 伊賀市都市計画審議会条例 (平成16年伊賀市条例第209号) の一部を次のように改正する。

第10条中「産業建設部」を「建設部」に改める。

(伊賀市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 伊賀市特別職報酬等審議会条例 (平成16年伊賀市条例第295号) の一部を次のように改正する。

第7条中「企画総務部」を「総務部」に改める。

(伊賀市総合計画審議会条例の一部改正)

第5条 伊賀市総合計画審議会条例(平成17年伊賀市条例第1号)の一部を次のように改

正する。

第8条中「企画総務部」を「企画財政部」に改める。

(伊賀市地域活性化条例の一部改正)

第6条 伊賀市地域活性化条例(平成17年伊賀市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第13条中「産業建設部」を「産業振興部」に改める。

(伊賀市行財政改革推進委員会条例の一部改正)

第7条 伊賀市行財政改革推進委員会条例(平成19年伊賀市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部」を「総務部」に改める。

(伊賀市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第8条 伊賀市指定管理者選定委員会条例(平成19年伊賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画総務部」を「総務部」に改める。

(伊賀市職員採用試験委員会条例の一部改正)

第9条 伊賀市職員採用試験委員会条例(平成19年伊賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画総務部」を「総務部」に改める。

(伊賀市まちづくり委員会条例の一部改正)

第10条 伊賀市まちづくり委員会条例 (平成19年伊賀市条例第39号) の一部を次のように改正する。

第7条中「企画総務部」を「企画財政部」に改める。

(伊賀市交通計画協議会条例の一部改正)

第11条 伊賀市交通計画協議会条例 (平成19年伊賀市条例第40号) の一部を次のように 改正する。

第8条中「企画総務部」を「企画財政部」に改める。

(伊賀市地域公共交通会議条例の一部改正)

第12条 伊賀市地域公共交通会議条例 (平成19年伊賀市条例第41号) の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部」を「企画財政部」に改める。

(伊賀市民美術展覧会運営委員会条例の一部改正)

第13条 伊賀市民美術展覧会運営委員会条例 (平成19年伊賀市条例第43号) の一部を次のように改正する。

第6条中「企画総務部」を「企画財政部」に改める。

(伊賀市行政情報番組検討委員会条例の一部改正)

第14条 伊賀市行政情報番組検討委員会条例 (平成19年伊賀市条例第44号) の一部を次のように改正する。

第7条中「企画総務部」を「企画財政部」に改める。

(伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正)

第15条 伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例 (平成19年伊賀市条例第65号) の一部 を次のように改正する。

第9条中「産業建設部」を「産業振興部」に改める。

(伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例の一部改正)

第16条 伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例 (平成19年伊賀市条例第66号) の一部 を次のように改正する。

第10条中「産業建設部」を「産業振興部」に改める。

(伊賀市森林管理協議会条例の一部改正)

第17条 伊賀市森林管理協議会条例 (平成19年伊賀市条例第67号) の一部を次のように 改正する。

第8条中「産業建設部」を「産業振興部」に改める。

(伊賀市道路等愛称名検討委員会条例の一部改正)

第18条 伊賀市道路等愛称名検討委員会条例 (平成19年伊賀市条例第69号) の一部を次のように改正する。

第7条中「産業建設部」を「建設部」に改める。

(伊賀市都市マスタープラン策定委員会条例の一部改正)

第19条 伊賀市都市マスタープラン策定委員会条例 (平成19年伊賀市条例第70号) の一部を次のように改正する。

第8条中「産業建設部」を「建設部」に改める。

(伊賀市史編さん条例の一部改正)

第20条 伊賀市史編さん条例 (平成19年伊賀市条例第73号) の一部を次のように改正す

る。

第6条中「企画総務部」を「総務部」に改める。

(俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例の一部改正)

第21条 俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例 (平成19年伊賀市条例 第75号) の一部を次のように改正する。

第11条中「企画総務部」を「企画財政部」に改める。

(伊賀市ふるさと風景づくり条例の一部改正)

第22条 伊賀市ふるさと風景づくり条例 (平成20年伊賀市条例第47号) の一部を次のように改正する。

第46条中「産業建設部」を「建設部」に改める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。